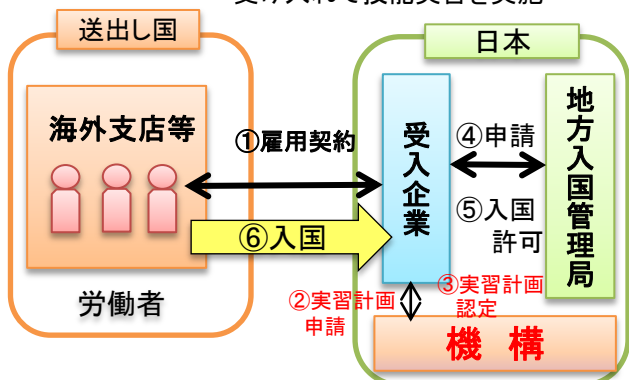


技能実習制度の仕組み（新制度の内容を含む。）

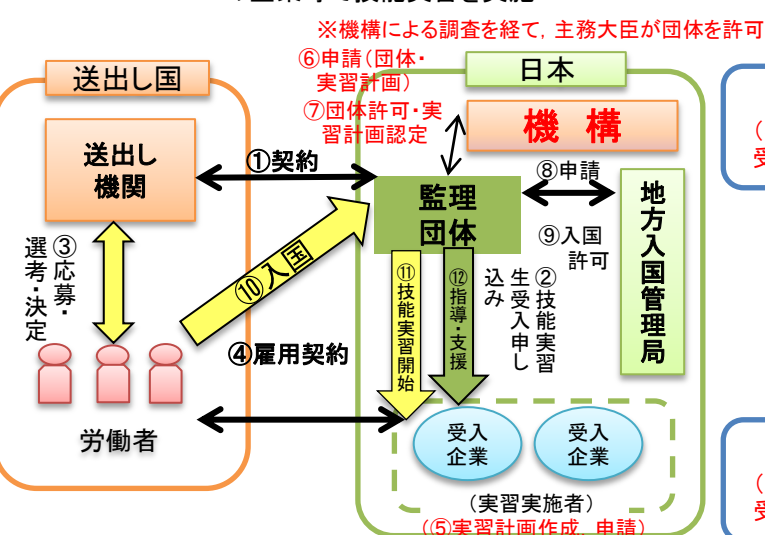
- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約21万人在留している。
※平成28年6月末時点

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

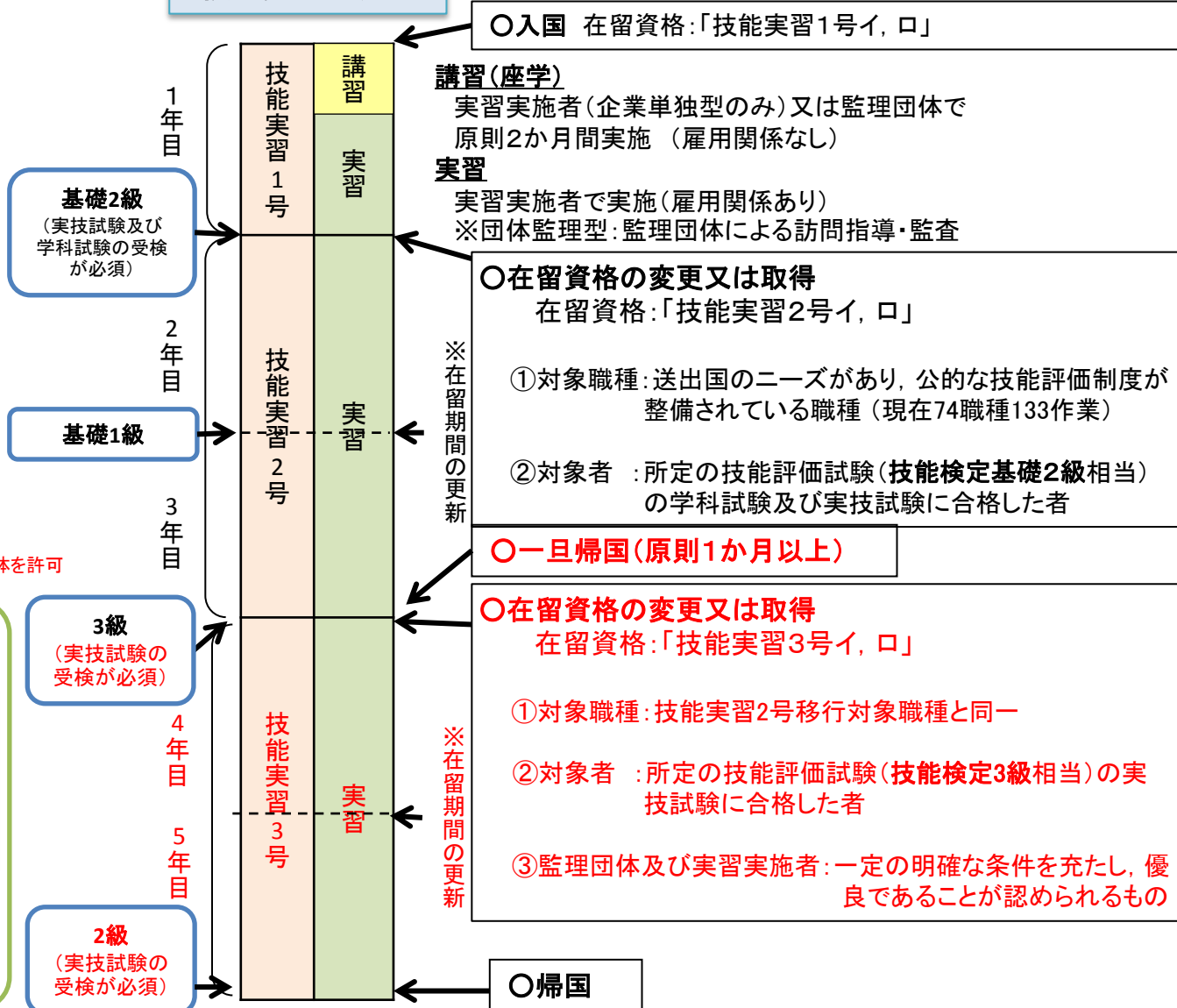
【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



【団体監理型】 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



技能実習の流れ



※新制度の内容は赤字

○入国 在留資格:「技能実習1号イ, ロ」

講習(座学)
実習実施者(企業単独型のみ)又は監理団体で原則2か月間実施(雇用関係なし)

実習
実習実施者で実施(雇用関係あり)
※団体監理型: 監理団体による訪問指導・監査

○在留資格の変更又は取得
在留資格:「技能実習2号イ, ロ」

- ①対象職種: 送出国のニーズがあり、公的な技能評価制度が整備されている職種(現在74職種133作業)
- ②対象者: 所定の技能評価試験(技能検定基礎2級相当)の学科試験及び実技試験に合格した者

○一旦帰国(原則1か月以上)

○在留資格の変更又は取得
在留資格:「技能実習3号イ, ロ」

- ①対象職種: 技能実習2号移行対象職種と同一
- ②対象者: 所定の技能評価試験(技能検定3級相当)の実技試験に合格した者
- ③監理団体及び実習実施者: 一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められるもの

○帰国